

令和2年度事業実績書

1 基本方針

米政策改革に伴い、平成30年産から行政による主食用米の生産数量目標の配分が廃止され、産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、生産に取り組む必要性が高まった。

そのため、県協議会で定めた「平成30年産以降の本県産米の需要見込量並びに作付目安の基本方針」に沿って、需給調整の円滑な推進を図るための活動に取り組んだほか、大豆・麦等の生産拡大による食料自給力・自給率の向上、燃油価格の急上昇による経営への影響緩和、更には、低コスト・高収益な産地体制への転換に向けた取り組みを展開し、本県農業の振興を図った。

2 事業実績

(1) 経営所得安定対策等推進事業等

〈事業の内容〉

「経営所得安定対策等」の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、JA等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行った。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進した。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	(5,600,000)	(1,800,000)	(2,200,000)	(1,600,000)
	4,311,054	1,026,639	3,125,280	159,135
推進研修会等開催費	(3,800,000)	(2,500,000)	(800,000)	(500,000)
	2,079,080	2,069,080	10,000	0
地域協議会指導費	(3,760,000)	(2,496,000)	(182,000)	(1,082,000)
	2,095,001	2,047,281	47,720	0
合 計	(13,160,000)	(6,796,000)	(3,182,000)	(3,182,000)
	8,485,135	5,143,000	3,183,000	159,135

注) 上段()は計画、下段は実績。以下同じ。

(2) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃油価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃油価格高騰時における補填金を交付。

○ セーフティネット構築事業

本年度は、燃油価格が発動基準価格を上回ることがなかったため、補てん金を交付することがなかった。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	(1,359,526,000) 0	(679,763,000) 0	(679,763,000) 0	
推進事業	(1,000,000) 10,780	(1,000,000) 10,780		事務費
合計	(1,360,526,000) 10,780	(680,763,000) 10,780	(679,763,000) 0	

○ 積立金の実績

ア 令和2年3月31日の残高 959,524,829 円

イ 年間積立金納付額 322,848,400 円

ウ 補てん金交付額 0 円

エ 年間積立金返還額 350,584,500 円

オ 令和3年3月31日の残高 931,788,729 円 (オ＝ア＋イ－ウ－エ)

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行った。

○ 積立金の管理

ア 令和2年4月1日の残高 510,898,992 円

イ 年間収入額 250,260,931 円

ウ 年間支出額 290,163,442 円

エ 令和3年3月31日の残高 470,996,481 円 (エ＝ア＋イ－ウ)

○ 令和2年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

委託費 558,782 円

(4) 産地パワーアップ事業

〈事業の内容〉

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行った。

(5) 令和2年産以降の需要に応じた生産・販売の推進

〈事業の内容〉

県協議会で定めた「平成30年産以降の本県産米の需要見込量並びに作付目安の基本方針」に沿って、需要に応じた生産を継続的に行えるよう地域協議会等の関係機関が一体となって取り組んだ。

【実績】

6月 地域農業再生協議会等担当者説明会開催

7～10月 地域協議会巡回(主食用米等の需要に応じた生産の推進、経理指導等)

10月 県需要見込量、地域の作付目安算定方法検討

11月 作付目安の提示

1月 地域協議会へリーフレット(令和3年度経営所得安定対策と米政策)
の配付

2月 地域農業再生協議会等担当者説明会開催
稲作農業者向けチラシの作成・配付

令和2年度収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	13,160,000	8,485,135	4,674,865	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,796,000	5,143,000	1,653,000	
水田産地化総合推進事業補助金	3,182,000	3,183,000	△ 1,000	
農業団体	3,182,000	159,135	3,022,865	
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	1,360,526,000	1,283,174,329	77,351,671	
セーフティネット構築事業	1,359,526,000	1,282,373,229	77,152,771	前年度繰入 959,524,829円 資金造成額 322,848,400円
推進事業	1,000,000	801,100	198,900	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	711,610,000	761,718,705	△ 50,108,705	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	710,899,000	761,159,923	△ 50,260,923	前年度繰入 510,898,992円 積立金納付額 250,260,931円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	711,000	558,782	152,218	
合計	2,085,296,000	2,053,378,169	31,917,831	

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (A)－(B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	13,160,000	8,485,135	4,674,865	
協議会の開催・運営費	5,600,000	4,311,054	1,288,946	
推進研修会等開催費	3,800,000	2,079,080	1,720,920	
地域協議会指導費	3,760,000	2,095,001	1,664,999	
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	1,360,526,000	350,595,280	1,009,930,720	
セーフティネット構築事業	1,359,526,000	350,584,500	1,008,941,500	積立金返還 350,584,500円
推進事業	1,000,000	10,780	989,220	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	711,610,000	290,722,224	420,887,776	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	710,899,000	290,163,442	420,735,558	積立金返還及び補てん金の支払 290,163,442円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	711,000	558,782	152,218	
合計	2,085,296,000	649,802,639	1,435,493,361	

※次年度繰越額の明細

(単位：円)

事業区分	決算収入額①	決算支出額②	①－②	備考
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	1,283,174,329	350,595,280	932,579,049	
セーフティネット構築事業	1,282,373,229	350,584,500	931,788,729	
推進事業	801,100	10,780	790,320	
収入減少影響緩和交付金積立管理事業 (収入減少影響緩和交付金)	761,159,923	290,163,442	470,996,481	
合 計			1,403,575,530	次年度繰越



監査報告書

熊本県農業再生協議会

会長 宮本 隆幸 様

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の熊本県農業再生協議会の業務執行及び会計の状況を監査いたしました。

その結果につき、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

監事は、事業実績書、収支決算書、帳簿、通帳及び証拠書類など関係する書類等を監査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計帳簿の記入、通帳、証拠書類の整理保管、現金の出納は確実に処理されており、その計数が正確で、収支ともに適正に処理されていたことを認めます。
- (2) 事業実績書は、法令及び規約に従い、当協議会の事業実績を正しく示していることを認めます。

以上

令和3年4月12日

監 事 熊本県農業会議

会 長 森 日出輝



監 事 熊本県主食集荷協同組合

理事長 赤星 和彦



令和3年度事業計画書（案）

1 基本方針

平成30年の米政策見直しから、本県では地域自らが需要に応じた主食用米生産を計画的に行うため、各地域が主食用米を含めた作付けの目標値を設定し、需要に応じた生産に取り組んでいる。

一方、全国的には米消費量の減少が加速化する中、米政策見直し以降、米主産地の多くが主食用米の生産量を増やしており、更にコロナ禍の影響もあって、民間在庫量が増加している状況にある。

このままでは、令和3年産において米余りが更に進み、米価低下につながるものが強く懸念されるため、県協議会において「令和3年産米以降における本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」に沿って需給調整の円滑な推進を図るための活動に取り組む。

また、水田フル活用の推進に向け麦、大豆、飼料用米等の生産拡大、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃油価格の急上昇による経営への影響緩和等に向けた取組みを展開することで、本県農業の振興を図ることとする。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策等推進事業等

〈事業の内容〉

「経営所得安定対策等」の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、JA等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行う。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進する。

（単位：円）

区 分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	4,350,000	1,620,000	1,580,000	1,150,000
推進研修会等開催費	3,180,000	2,250,000	570,000	360,000
地域協議会指導費	3,158,000	2,246,000	136,000	776,000
合 計	10,688,000	6,116,000	2,286,000	2,286,000

(2) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃油価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃油価格高騰時における補填金を交付する。

○ セーフティネット構築事業

資金造成額

- ・ 前年度繰入額 931,788,729 円
- ・ 資金造成見込額 400,000,000 円 (国 200,000,000 円 + 農業者 200,000,000 円)
- ・ 合計 1,331,788,729 円

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	1,331,790,000	665,895,000	665,895,000	
推進事業	1,000,000	1,000,000		事務費、賃金
合計	1,332,790,000	666,895,000	665,895,000	

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行う。

○ 積立金の管理

- ・ 前年度繰入額 470,996,481 円
- ・ 年間積立金納付見込額 251,000,000 円

○ 令和2年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

委託費 629,095 円

(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

〈事業の内容〉

承認された地域農業再生協議会の水田リノベーション産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに答えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じた定額助成を行う。

○ 対象協議会（対象作物）

荒尾市地域農業再生協議会（新市場開拓用米）、玉名市地域農業再生協議会（新市場開拓用米、高収益作物）、玉東町地域農業再生協議会（高収益作物）、和水地域農業再生協議会（新市場開拓用米）、長洲町農業再生協議会（新市場開拓用米）、益城町農業再生協議会（高収益作物）

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
実需者ニーズ対応 低コスト生産等支 援事業	16,700,000	16,700,000	0	単価 40,000円/10a (4,175a相当)
推進事業	55,000	55,000	0	事務費
合計	16,755,000	16,755,000	0	

(5) 産地パワーアップ事業

〈事業の内容〉

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行う。

(6) 令和3年産以降の需要に応じた生産・販売の推進

〈事業の内容〉

県協議会で定めた「令和3年産米以降における本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取り組む。

令和3年度収支予算書（案）

（１）収入の部

（単位：円）

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,688,000	13,160,000	△ 2,472,000	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,116,000	6,796,000	△ 680,000	
水田産地化総合推進事業補助金	2,286,000	3,182,000	△ 896,000	
農業団体	2,286,000	3,182,000	△ 896,000	
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	1,332,790,000	1,360,526,000	△ 27,736,000	
セーフティネット構築事業	1,331,790,000	1,359,526,000	△ 27,736,000	前年度繰入 931,788,729円 資金造成見込 400,000,000円
推進事業	1,000,000	1,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	722,627,000	711,610,000	11,017,000	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	721,997,000	710,899,000	11,098,000	前年度繰入 470,996,481円 積立金納付見込 251,000,000円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	630,000	711,000	△ 81,000	
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	16,755,000	0	16,755,000	
実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業	16,700,000	0	16,700,000	
推進事業	55,000	0	55,000	
合計	2,082,860,000	2,085,296,000	△ 2,436,000	

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,688,000	13,160,000	△ 2,472,000	
協議会の開催・運営費	4,350,000	5,600,000	△ 1,250,000	
推進研修会等開催費	3,180,000	3,800,000	△ 620,000	
地域協議会指導費	3,158,000	3,760,000	△ 602,000	
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	1,332,790,000	1,360,526,000	△ 27,736,000	
セーフティネット構築事業	1,331,790,000	1,359,526,000	△ 27,736,000	
推進事業	1,000,000	1,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	722,627,000	711,610,000	11,017,000	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	721,997,000	710,899,000	11,098,000	
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	630,000	711,000	△ 81,000	
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	16,755,000	0	16,755,000	
実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業	16,700,000	0	16,700,000	
推進事業	55,000	0	55,000	
合計	2,082,860,000	2,085,296,000	△ 2,436,000	

熊本県農業再生協議会規約等の改正（案）について

1 改正の理由

「米の直接支払交付金」及び「加工原料用米多収化推進事業」の終了等による改正

2 改正点

名称	改正内容等
1 規約	○第4条中「(1)米の直接支払交付金の推進に関する事」及び「(8)加工原料用米多収化推進事業に関する事」を削除
2 事務処理 規程	○第3条中「加工原料用米多収化推進事業に係る事務」を削除
3 会計処理 規程	○第4条中「加工原料用米多収化推進事業会計」を削除 ○第8条中「加工原料用米多収化推進事業に係る事務」を削除 ○第13条中「作成者が押印した上で」を削除
4 文書取扱 規程	○第5条中「加工原料用米多収化推進事業に係る事務」を削除

「熊本県農業再生協議会規約」新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。 (2) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。 (3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。 (4) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。 (5) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。 (6) 農地の利用集積に関すること。 (7) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の推進に関すること (8) 産地パワーアップ事業の推進に関すること。 (9) この他、地域農業を振興するために必要なこと。 附 則 1～22 (略) 23 この規約は、令和3年4月26日に一部改正する。	(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。 (2) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。 (3) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。 (5) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。 (6) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。 (7) 農地の利用集積に関すること。 (8) 加工原料米多収化推進事業に関すること。 (9) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の推進に関すること (10) 産地パワーアップ事業の推進に関すること。 (11) この他、地域農業を振興するために必要なこと。 附 則 1～22 (略)

「熊本県農業再生協議会事務処理規程」新旧対照表 (案)

改正後	現行
(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長 (7) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長 2 (略) 附 則 1～16 (略) 17 この規約は、令和3年4月26日に一部改正す	(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長 (7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長 2 (略) 附 則 1～16 (略)

「熊本県農業再生協議会会計処理規程」新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
(会計区分) 第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 経営所得安定対策等推進事業会計 (2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金会計 (3) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進事業会計 (4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計 (5) (1) (2) (3) (4) 以外の県からの補助金・交付金事業会計 (6) その他の事業会計 2 (略)	(会計区分) 第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 経営所得安定対策等推進事業会計 (2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金会計 (3) 加工原料米多収化推進事業会計 (4) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進事業会計 (5) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計 (6) (1) (2) (3) (4) (5) 以外の県からの補助金・交付金事業会計 (7) その他の事業会計 2 (略)
(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 (3) 耕畜連携対策に係る事務 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 (5) 農地の利用集積に係る事務 (6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 (7) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上	(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 (3) 耕畜連携対策に係る事務 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 (5) 農地の利用集積に係る事務 (6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 (7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 (8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上

(8) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 同上 2 (略) (会計伝票) 第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、経理責任者が別に定める。 (1) 入金伝票 (2) 出金伝票 (3) 振替伝票 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。 4 会計伝票は、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。 附 則 1～17 (略)	(9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 同上 2 (略) (会計伝票) 第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、経理責任者が別に定める。 (1) 入金伝票 (2) 出金伝票 (3) 振替伝票 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。 附 則 1～17 (略)
--	---

「熊本県農業再生協議会文書取扱規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局畜産課長 (5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局 農地・担い手支援課長 (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (7) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (8) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局 農産園芸課長 2 (略) 附 則	(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局 農地・担い手支援課長 (5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局 農地・担い手支援課長 (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (10) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局 農産園芸課長 2 (略) 附 則

1～17 (略)

18 この規約は、令和3年4月26日に一部改正する。

1～17 (略)



令和2年度下半期内部監査報告書

熊本県農業再生協議会
会長 宮本 隆 幸 様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第5条に基づき、その顛末を報告します。

令和3年4月9日
熊本県農業再生協議会
内部監査委員

(責任者) 大田黒 智教

小佐井 健士郎

記

1 監査人氏名

(責任者) JA熊本中央会 JA総合支援部 次長 大田黒 智教
JA熊本中央会 JA総合支援部 小佐井 健士郎

2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
令和2年度	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年3月31日	熊本県農業再生協議会の業務及び資金管理

3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されていました。

以上